

第4章 道路特定事業計画

道路特定事業計画は以下の2つで構成し、地区の事業内容及び経路の実施予定期間を示します。

(1) 地区別整備計画

地区毎の経路整備の基本方針、バリアフリーネットワーク、事業量（経路数、延長）および実施予定期間を示します。

(2) 個別事業計画

地区内の事業の内容、事業量および経路の実施予定期間を示します。

注：実施予定期間は、現時点での目標を示したものであり、今後、財政状況、事業進捗状況により、変更することがあります。

事業の内容	備考
歩道の新設 { ■都市計画道路事業 ■歩道設置事業 歩行空間の整備（その他移動経路の場合） } など	歩道の新設を行う経路は、事業の内容として段差・傾斜・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置、透水性舗装化（平坦性の確保）を含みます。
歩道の拡幅	歩道の拡幅を行う経路は、事業の内容として段差・傾斜・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置、透水性舗装化（平坦性の確保）を含みます。
歩道の改良 { ■段差・傾斜・勾配の改善 ■視覚障害者誘導用ブロックの設置 ■透水性舗装化（平坦性の確保） など }	
電線共同溝整備・共同溝整備	
その他の整備 { ■バス停の上屋・ベンチの設置 ■エスコートゾーンの設置 ■エレベーターの設置 ■身体障害者用乗降場の設置 ■案内標識の設置 ■照明灯の設置 } など	